

# 平成28年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 中央病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

### (2) 患者数

入院	1日平均	418人	年間	152,570人
外来	1日平均	1,004人	年間	243,972人

## 2 こころの医療センター事業

### (1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数286床)
-------	------------------

### (2) 患者数

入院	1日平均	244人	年間	89,060人
外来	1日平均	293人	年間	71,199人

## 3 こども病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

### (2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,690人
外来	1日平均	185人	年間	44,955人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 本庁事業収益	169,947千円
第1項 医業外収益	169,947千円
第2款 中央病院事業収益	17,529,799千円
第1項 医業収益	14,521,421千円
第2項 医業外収益	2,998,378千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	3,993,890千円
第1項 医業収益	3,054,656千円
第2項 医業外収益	938,234千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,173,775千円
第1項 医業収益	27,563千円
第2項 医業外収益	1,145,212千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	169,947千円
第1項 医業費用	166,946千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	2,991千円
第2款 中央病院事業費用	17,608,878千円
第1項 医業費用	17,343,983千円
第2項 医業外費用	234,895千円
第3項 特別損失	20,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,127,121千円
第1項 医業費用	4,037,910千円
第2項 医業外費用	62,844千円
第3項 特別損失	25,367千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,180,391千円
第1項 医業費用	1,090,825千円
第2項 医業外費用	78,566千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額959,798千円は、過年度分損益勘定留保資金616,719千円及び当年度分損益勘定留保資金343,079千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	2,643,332千円
第1項 企業債	2,110,900千円
第2項 負担金	524,432千円
第3項 諸収入	8,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	620,882千円
第1項 企業債	520,600千円
第2項 負担金	100,282千円
第3款 こども病院資本的収入	1,270,459千円
第1項 企業債	1,128,400千円

第2項 負担金	142,059千円
支出	
第1款 中央病院資本的支出	3,264,881千円
第1項 建設改良費	2,409,369千円
第2項 償還金	855,512千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	782,687千円
第1項 建設改良費	581,728千円
第2項 償還金	200,959千円
第3款 こども病院資本的支出	1,446,903千円
第1項 建設改良費	1,128,552千円
第2項 償還金	318,351千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 2,110,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利 5.0 パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	520,600			
県立こども病院整備事業	1,128,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 11,967,769千円
- (2) 交際費 670千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業	
薬品	2,562,741千円
給食材料	35,929千円
燃料	49,503千円
計	2,648,173千円

2 こころの医療センター事業

薬品	171,521千円
診療材料	29,871千円
燃料	941千円
計	202,333千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療情報機器	電子カルテシステム	1 式